

タイトル	韓国の 社会的経済 とソウル革新パーク : その政策的意義と課題
著者	福沢, 康弘; FUKUZAWA, Yasuhiro
引用	季刊北海学園大学経済論集, 64(4): 1-18
発行日	2017-03-31

《特別寄稿》

韓国の〈社会的経済〉とソウル革新パーク

— その政策的意義と課題 —

福 沢 康 弘

はじめに

韓国の政治状況が混とんとしている。朴槿恵大統領の弾劾案が国会で可決され、同大統領は任期を1年以上残して政治基盤を失ってしまった¹。韓国では現在、企業間格差、地域間格差、世代間格差の3つの格差の拡大が大きな社会問題となっている。2012年の大統領選挙において「経済民主化」を掲げて当選した朴槿恵大統領には、これらの格差是正を実現することが期待されていたが、政権発足当初から現在まで、これといった成果を上げられないまま、大スキャンダルの発覚とともに失脚することになってしまった²。

こうして置き去りにされてしまった感のある格差是正問題であるが、現在の韓国社会が抱える、いわば「病巣」の根をさかのぼれば、それは1997年のIMF危機にまで行き着くといえよう。

現在の韓国の社会経済システムを考えると、このIMF危機が1つの大きな転換点になったことは疑いの余地がない。IMF危機によって、韓国はその社会経済システムの抜本的構造改革を行ってきたわけだが、その過程においては大きく2つの政策的潮流を見て取ることができる。

1つは、地域イノベーション・システムの構築を軸にした地域産業振興政策の導入である。盧武鉉政権は国家均衡発展政策を導入し、明示的に地域均衡発展を政策に導入した初めての政権である。IMF危機によって、旧来の20世紀型経済システムが機能しなくなり、それに代わる21世紀型の経済システムが求められるようになったわけだが、韓国はそれを地域の均衡ある経済発展に求めた。そしてその具体的手段として登場したのが地域縁故産業育成事業であり、同事業は、地域イノベーション・システムを国家的枠組みの中で制度化し、地域経済の内発的発展へつなげようとした政策であるといえる³。

そしてもう1つが、本稿で取り上げる〈社会的経済〉育成政策⁴の登場である。IMFによる救

¹ 本稿執筆時、2017年1月現在。

² 大統領が失職するには憲法裁判所の審議を経る必要があり、判断が出るまでには最長6か月かかる。本稿執筆時ではまだ、朴大統領は職を失っていないが、事実上「失脚」したと見てよいであろう。

³ 福沢(2016)を参照のこと。IMF危機以前からの韓国の制度変容を踏まえた上で、地域縁故産業育成事業がその過程における過渡期的性格を帯びた政策であることを論証している。

⁴ 政策名として統一の呼び名があるわけではなく、「〈社会的経済〉支援政策」といってもよいと思われるが、「育成」といった方が動的な意味合いが増すこと、ならびにこの分野では画期的とされる「社会的企業育成法」にも「育成」の語が使用されていることから、本稿では「〈社会的経済〉育成政策」に用語を統一することとする。

済と引き換えに、韓国はさまざまな経済改革を迫られ、「グローバル・スタンダード」の名のもとに、新自由主義的な世界システムに組み込まれていった。その結果、韓国は経済危機を脱したわけだが、反面、新自由主義的改革の結果として、失業者が急増し、就職難の若者や非正規職も増加するなど、社会的脆弱層が多数生み出された。朴槿恵政権に期待された「経済民主化」は、これら社会的脆弱層の救済をどうするかといった問題提起であったわけだが、これらの問題の源流はIMF危機にあるのである。そして、これら社会的脆弱層の救済・支援政策として現れてきたのが、〈社会的経済〉育成政策である。換言すれば、IMF危機が起きたことによって、〈社会的経済〉育成政策が生まれざるを得なかったともいえるのである。

このようにIMF危機を源流として、一方では地域経済振興の必要性から国家均衡発展政策が取られ、地域縁故産業育成事業という政策に結実し、他方では〈社会的経済〉を育成するという政策が求められた。これら社会的・経済的潮流は、時に両者が互いに重なり合いながら、韓国の「発展パラダイム」⁵の転換に重要な役割を果たしてきたといえるのである。

ところで、この2つの潮流を読み解く際に必要になるであろうキーワードが「内発的発展」という概念である。わが国地域経済学における内発的発展論においては、地域における非経済的な価値を重視することや(中村2005, p.51)、環境保全、文化の伝承、暮らしの質の向上、住民福祉の実現が問われており(宮本1989, p.294)、これこそが豊かな地域社会の実現に不可欠な要素とされている。また、社会問題や都市問題の解決にあたっては、住民の自主的な参加が不可欠であり、住民の主体性や自治の精神を重視し、非経済的な価値にも目を向ける内発的発展の視点が必要になるのである⁶。そしてこれは産業セクターだけで達成できるものではなく、その意味で社会的経済の役割が重要になると考えられる。地域経済学研究を専門とする筆者が、本稿においてなぜ社会的経済分野を取り上げるのか、その理由はこの点にある。

ソウル市では2015年に、〈社会的経済〉育成の総合的な拠点として「ソウル革新パーク」がオープンした。同パークは、〈社会的経済〉を行政が積極的に育成・支援する拠点となるもので、他に類を見ない先進的な施設である。そこで本稿では、まず韓国における〈社会的経済〉の現状を整理した後、〈社会的経済〉育成の先進的な試みであり、未だ先行研究では手つかずとなっている、ソウル革新パークの政策的意義と今後の課題を明らかにすることを目的として設定する。つまり、韓国における〈社会的経済〉の全体像はどのようにとらえることができるのか、そしてその最前線の拠点であるソウル革新パークにはどのような政策的意義があり、また課題を抱えているのかを明らかにする作業である。

本稿は首都である大都市・ソウル市における〈社会的経済〉についての分析であるが、地域経済の振興を考える際、〈社会的経済〉は重要な主体となりうる。したがって、〈社会的経済〉育成の先進的取り組みであるソウル市の事例を分析することは、地域経済の内発的発展へ示唆を与える足がかりにできるものとする。

なお、筆者は2016年7月8日、10月10日、11月23日にソウル革新パークを訪問し、関係者への聞き取りを行っている。聞き取り対象者は、クォン・ソジン・ソウル革新パーク入居者団体

⁵ ここでは国民経済、地域経済、社会の発展モデルや発展思想が劇的に変化したことを「発展パラダイム」の転換としてとらえている。尹(2005)による語法を採用した。

⁶ 宮本の内発的発展論の提起は、都市における公害問題が1つの端緒となっていることを見ても、内発的発展論は、地域経済のみならず都市における諸問題(失業対策など)の解決にも十分示唆を与ええるものであるといえる。

自治会長（韓国 CHRД センター社長）、オム・グァンヨン・ソウル革新センター企画課長、イ・スンウォン・ソウル革新研究センター所長の各氏である。

また、本文中でも述べるが、韓国における〈社会的経済〉は、一般的あるいは学界において共通理解となっている「社会的経済」概念とは異なるものであり、その意味するところも異なる。したがって、韓国独特の概念を指す場合には混同を避けるため、〈社会的経済〉、〈社会的企業〉のように、山カッコを付して表記することとする。

1. サードセクター論、社会的経済論の概念把握と用語の整理

韓国における〈社会的経済〉について述べる前に、本章ではまず、社会的経済論およびそのもとなつたサードセクター論の歴史的成り立ちについて簡単に整理しておくことにしたい。同時に、この分野における主要なキーワードである、「サードセクター」、「社会的経済」、「社会的企業」および「連帯経済」の各用語について、概念的整理を行っていく。ただし筆者はサードセクター論および社会的経済論を専門とするものではない。したがってここでは、韓国における〈社会的経済〉が、欧州において研究が蓄積されてきた社会的経済論とはちがった文脈・概念に属するものであることを示すという、本稿の目的に沿って記述を行うこととしたい。

「社会的経済」という概念の源流は、19世紀のフランスにまでさかのぼることができる。フランスにおいて社会的経済とは、具体的には協同組合、共済組合、アソシエーションを指す言葉だが、これらは19世紀前半にすでにアソシエーション主義的（市民主義的であり、基本的に社会的・政治的である）組織として登場していた（ラヴィル 2004, 原著 2001, p.133）。したがって社会的経済という語の出自はフランスであるとされている（ドゥフルニ 2004, 原著 2001, p.6）。

19世紀においてその概念的萌芽が見られる社会的経済であるが、これら営利の制限が規定された諸組織（協同組合、共済組合、アソシエーション）が、再度、新たな経済活動の担い手として注目を集めるようになったのは1970年代においてであり、それは「サードセクター」という概念として登場することになる。

ここで1970年代という時代状況を簡単に振り返っておくと、2度に渡るオイルショックとその後の世界的構造不況によって、それまで機能していた「規模の経済」と「画一的商品の大量生産」という20世紀型の経済システムが機能不全に陥った時代であったといえる（高原 1999, pp.1-3, 中村 2005, pp.23-24）。そして成長の行き詰まりが指摘される中で、20世紀型フォードイズムの終焉（ポスト・フォードイズム）をめぐる議論が活発になされるようになった。一方ではそれはレギュレーション理論の登場へとつながり、また他方では Piore & Sabel (1984) が主張した、柔軟な専門化を通じたネットワーク化の議論を呼ぶ。どちらも生産様式の変容を分析することを通じて、新たな経済の到来を展望しようとした議論である。

1970年代という時代は、現代へと続く資本主義の歴史の大きな転換点であったわけだが、20世紀型経済システムの限界を認識し、新たな議論の契機となったという意味で、経済学史的にも現代史的にも象徴的な時代であったといえよう。

サードセクター論もまた、1970年代の世界的不況を契機に生じた議論である。

高い成長を望めなくなった先進諸国では、政府が福祉機能を財政的に担うことができなくなった。従来型の福祉国家が行き詰まった、ないしは機能不全に陥ったという認識（大沢 2011, p.3）から、政府に代わってその役割を担う（公的セクターでも民間セクターでもない）第3の経済活

動である「サードセクター」が注目されるようになった。前述の通りサードセクター概念の源流はすでに19世紀に見られたわけだが、「サードセクター」という概念が明確な形で登場したのが1970年代のフランスにおいてであったのである。このような意味から、ドゥフルニはサードセクターが1970年代に「再発見」されたとしている(ドゥフルニ2004, p.4, 大沢2011, p.3)。

サードセクターは公的セクターでも民間営利セクターでもないオルタナティブなセクターであるが、この概念は以後、研究アプローチの違いからアメリカと欧州で異なる経路をたどって発展することになる⁷。

アメリカにおいては、サードセクター論研究は、ジョンズ・ホプキンス大学を中心に進められ、主に非営利組織(NPO)アプローチをとって発展した。このアプローチによれば、サードセクターと呼べる組織は利潤分配を禁止する純粋な意味での非営利組織のみとなる。これによってアメリカにおいては、協同組合等の組織が、社会的活動を担っているにもかかわらず、利潤分配を行っているという理由でサードセクター概念およびその研究対象から排除されることになった。

一方、フランスを中心とする欧州で取られた研究アプローチが、社会的経済アプローチであり、「再発見」されたサードセクターによって実行される諸活動を、社会的経済という概念のもとに包含するものである(ドゥフルニ前掲書, p.10)⁸。その特徴としては、法人規定と規範的・倫理的規定の両面によって社会的経済を規定するという点が挙げられる。まず法人規定だが、これは社会的経済を協同組合、共済組合、アソシエーションという法人形態を持つサードセクター組織として規定するというものである。欧州では協同組合、共済組合、アソシエーションの長い伝統があったため、これらを包含する概念として社会的経済概念が登場し、発展してきたわけである。したがって社会的経済は協同組合、共済組合、アソシエーションが該当する組織形態として想定されるということになる。そしてもう一方の規範的・倫理的規定であるが、こちらは社会的経済をその組織目的から規定するものである。すなわち、①利潤を生むことよりもメンバーやコミュニティへの貢献を目的とする、②管理の自立と民主的運営がなされる、③所得分配に際しては資本より人間を優先する、という3点を原則に置いて運営がなされる組織を、社会的経済として規定するものである。

欧州ではこのようなアプローチのもと、協同組合、共済組合、アソシエーションを中心とした社会的経済論が発展してきたわけである。

しかし、やがて社会的経済という概念では把握できない、新しいタイプのサードセクターが登場した。これらの組織は、民間、公的セクターでは解決できなかった分野のニーズを満足する(社会的経済以外の)新しい企業体としての特徴を持っている。活動領域としては、労働市場から排除された人々を訓練したり雇用に再統合したりする活動や、急速に発展している対人サービスの活動などである(前掲書, p.30)。具体的には、児童・子供を預かる運動、家族的困難を抱えた子供たちの支援、在宅介護分野、コミュニティ開発、麻薬中毒患者、囚人等の社会復帰支援活動など多岐にわたるが、これら社会的活動を担う新たなタイプの企業家(起業家)が登場してきたわけである。そして従来の社会的経済のカテゴリーには収まらないこれらの企業体を指して、

⁷ サードセクター論の歴史的成り立ちについてはボルサガ・ドゥフルニ(2004)を参照した。

⁸ 論者によって、社会的経済のとらえ方には幅があり、たとえば大沢(2011)は社会的経済とサードセクターを同義としている。またフランスにおいては1970年代にすでに、協同組合と共済組合の全国組織が自らを「社会的経済」と標榜したことが指摘されている(北島2016)。これを踏まえれば、「社会的経済」とはおおむね、「協同組合、共済組合、アソシエーション」と同義であると考えて差し支えないであろう。

「社会的企業」という呼称が使われるようになった。ドゥフルニによれば、社会的企業は、従来型の協同組合と非営利組織の性格を併せ持つ企業体であり、両者の活動領域の交差空間に位置する新しい形のサードセクターとして把握できるという(前掲書, p. 35)。

一方、社会的経済と対立ないしは並立するものとして、「連帯経済」の概念が1980年代に登場してきた。そして1990年代を通じて連帯経済は社会的経済と厳しく対立する概念として、社会的経済の概念を揺さぶることになった(北島2016, pp. 16-17)。連帯経済は学童保育、高齢者介護など、地域住民の日常生活に関わるさまざまなサービスを提供する自発的な活動である「近隣サービス」の実践の中から生み出されてきたとされている。「互酬性」を運動の基本原理に置き、従来は未開社会・原始経済に特有のものとしてとらえられてきたこの互酬性の原理が、現代社会においても重要な役割を果たしうることを主張するものである(前掲書, p. 22)。

連帯経済の推進者は自らを「行政や民間では十分に対応しきれないか、全く対応されない新しいニーズに先駆的に応えよう」としている「地域コミュニティに密着した形で生まれてきた新興の小規模組織・企業」と規定してきた(粕谷2005, p. 4)。

社会的経済がその法人規定から、協同組合、共済組合、アソシエーションの形を取る組織を主に指すのに対し、連帯経済は、「互酬性・市場・再分配の諸原理を結合する経済」である。つまり社会的経済が「もう一つの企業のあり方」を問うものであるとするならば、連帯経済は「もう一つの経済のあり方」を問うものである。したがってフェアトレードのような活動も、純粋な市場経済に還元できるものではないがゆえ、連帯経済の射程⁹に入ってくることになる(北島2016, pp. 18-23)。

しかし2000年ごろからは2つの用語は分離されずに連結された形で用いられることが広まった。場合によっては「社会的・連帯経済」という用語の下に社会的経済が語れる場合もある(前掲書, p. 16)。

現に2014年にはフランスで「社会的連帯経済法」が成立している。フランス大使館資料では、明らかに社会的経済を指す意味で「社会的連帯経済」という語が使われている。ただし概念的には両者が区別されていることに変わりはないというのが北島(2016)の見解である。

ここまで、欧州における社会的経済論の成り立ちおよびその概念について、用語とともに整理を行ってきた。一通りの整理ができたところで、次章以降で、韓国において〈社会的経済〉、〈社会的企業〉という概念がどのようなものを指しているのかを検討する作業に入る。

2. 韓国における〈社会的経済〉概念の検討¹⁰

ソウル市社会的経済支援センターによれば、韓国において〈社会的経済〉とは以下のように定義されている。

「資本主義市場経済が発展するにつれ生じた不平等、貧富の格差、環境破壊等、多様な社

⁹ 後述するが、ソウル革新パークの入居団体の中にはフェアトレードに取り組む団体もあり、その意味では連帯経済的分野も同パークの活動対象の範囲に入ってくるということになる。ただし、韓国においては「連帯経済」という語は一般的ではない(クォン・ソジン自治会長への聞き取りから)。また行政も、「連帯経済」という語は用いていない。この点はフランスの場合とは異なっている。

¹⁰ 本章の内容は、筆者による現地での調査の他、羅(2015, pp. 19-64)も参考にしている。

(表1) 韓国の〈社会的経済組織〉

区分	自活企業	社会的企業	マウル企業	協同組合
資格付与	受給者等低所得層の自活企業参与を通じた脱貧困	企業活動を通じた脆弱層社会サービスおよび雇用提供	地域資源を活用した地域問題解決および共同体活性化等	組合員の経済・社会・文化的需要への対応
関連法・指針	国民基礎生活保障法	社会的企業育成法	マウル企業育成指針	協同組合基本法
管轄機関	保健福祉部	雇用労働部	行政自治部	企画財政部
広域中間支援機関	ソウル広域自活センター	(社) シンナムン組合	ソウル市社会的経済支援センター	ソウル市協同組合支援センター
備考	構成員のうち、基礎生活保障受給者が3分の1以上 全構成員に対する市場進入型標準所得額以上の収益金配分	配分可能利益の3分の2以上を社会的目的のために再投資すること 予備社会的企業指定制度施行	出資者および雇用人材の70%以上が地域住民で構成されていること(5人の場合は100%) すべての会員がマウル企業出資および経営参画していること	自発的開放的組合員(1人1票原則) 一般協同組合と社会的協同組合

出所：ソウル市社会的経済支援センターパンフレット

会問題に対する対案として登場したものであり、利潤の極大化を最高の価値とする市場経済と異なり、人間の価値を優位に置く経済活動のこと」

この定義を見て分かるように、韓国の〈社会的経済〉は欧州と違い、協同組合、共済組合、アソシエーションに限定されていない。しかし一方で韓国においては、〈社会的経済〉を構成する組織体は法的に規定されており、具体的には以下の4つの形態が該当する(表1参照)。

① 自活企業

「2人以上の基礎生活保護受給者(わが国の生活保護受給者に相当)または低所得者層が、相互協力して組合または共同事業者の形態で脱貧困のための自活事業を運用する企業」のことを指す。管轄官庁は保健福祉部である。名称は「企業」となっているが、組織形態は組合または共同事業者であることが要件として定められており、注意が必要である。原則的には地域単位の自活企業の設立が想定されているが、この他に、広域単位、全国単位の自活企業の設立も認められている。

2000年制定(金大中政権時)の国民基礎生活保障法に基づく「自活支援事業」を源流に持つ制度で、もともとはIMF危機を受けた失業者対策として始められたものである。事業の趣旨は、低所得者の就労を促し、自活を支援することにある。したがって自活企業の構成員は、基礎生活保護受給者を3分の1以上とすること、および一般の企業よりも収益をより多く構成員に分配することが義務として定められている。要件を満たすと、創業費、設備費、人件費、事業費などの一部で原則3年間、一部の人件費については5年間の助成が受けられる。

② 〈社会的企業〉

IMF 危機後、失業者対策が急務であった中、自活支援事業と並んで 2003 年に開始されたのが、雇用労働部の「社会的就労事業」である。社会的就労事業の目的は「社会的に有用であるものの市場で十分に供給されていない社会サービス部門で社会的弱者を雇用して生み出される仕事の創出」であり、欧州における「社会的企業」の議論を意識した政策であった(羅 2015, p.78)。これと並行して、市民社会の間でも「社会的企業」に対する関心が高まり、韓国政府は社会的企業を法制度化する作業に着手する。そして 2007 年に「社会的企業育成法」が施行されることになった。

韓国における〈社会的企業〉は社会的企業育成法第 2 条において、以下のように定義されている。

「脆弱階層に社会サービス又は就労を提供し地域住民の生活の質を高めるなどの社会的目的を追求しながら、財貨及びサービスの生産販売など営業活動を遂行する企業として認証を受けた者をいう」

つまり〈社会的企業〉とは、社会(公共)サービスまたは雇用を提供し、脆弱階層と地域住民の暮らしの質の向上などの社会的目的を追求するために、「営利活動」を行う企業または組織のことであるとされている¹¹。そしてその活動目的に応じて、雇用提供型、社会サービス提供型、地域社会貢献型、混合型、その他、の 5 類型が定められている。

韓国の〈社会的企業〉の最大の特徴は、法による認証制度にある。〈社会的企業〉として認証される要件は、社会的企業育成法によって規定されている。要件を満たし認証を受けると、人件費、研究開発費、販路開拓費などの一部について 3 年間の助成を受けることができる。

一方、〈社会的企業〉として認証を受けるにあたって、その組織形態は要件として問われてはいない。株式会社、その他の法人、あるいは NPO や任意団体など、組織の形態を問わず、要件を満たし認証を受ければ〈社会的企業〉という名称を使うことができる。この点が、一般概念としての「社会的企業」とは異なる、韓国の〈社会的企業〉のもう 1 つの特徴である。

〈社会的企業〉認証の要件としては他に、利益配分に関する規定もある。配分可能利益の 3 分の 2 以上を社会的目的のために再投資することが義務付けられている。営業活動を通じて社会的目的を追求するという組織の目的のため、社会目的のために利益を再投資することを半ば強制するという制度設計になっている。これは経営的に見ると、一般の営利企業とは異なる、厳しい要件であるといえる¹²。

¹¹ わが国においても経済産業省が「ソーシャルビジネス」概念を提唱し、支援・育成を行っているのは周知の通りである。ソーシャルビジネスにおいても、事業性が支援を受ける 3 要件の 1 つに挙げられており、ビジネスとして事業が成り立つことが求められている。この点においては韓国の〈社会的企業〉認証要件よりもむしろ厳しいといえるかもしれない。

¹² 企業の任意で利益を内部留保することができないことを意味し、経営の安定化を損なう。持続可能な経営を行うためには、毎年継続的・安定的に利益を出さなければならない。この点が、〈社会的企業〉制度の経営上の問題点であると指摘されている(イ・スンウォン所長への聞き取りから)。

③ マウル企業

「マウル共同体¹³」に基盤を置き、住民の自発的参与と協同的關係網を通じて、住民の欲求および地域問題を解決し、地域の特性化された資源を活用して安定的所得および雇用を創出する組織」のことを指す。管轄官庁は行政自治部で、2010年から制度が開始されたが、その源流は旧・行政安全部の「地域共同体就労事業」にあり、この制度もIMF危機を契機に始められた雇用促進事業の流れを汲んでいる。

組織形態は、株式会社、協同組合、営農組合等の法人であることが要件となっている。マウル共同体の活性化のために、地域資源を動員することを目的としているため、出資者および雇用される人材が5人以下の場合には全員が、また出資者および雇用される人材が5人以上の場合には70%が、地域住民で構成されていることが求められている。また出資者は全員が経営に参画することも義務付けられている。要件を満たすと、事業費の一部について2年間の助成を受けられる。

④ 協同組合

2012年に協同組合基本法が施行され、韓国においては協同組合が自由に設立できるようになった。管轄官庁は企画財政部である。

韓国にはそれまで、協同組合という組織形態は一般的な存在ではなかった。2012年以前は農協、漁協、信用協同組合など、特別に認められた協同組合のみが、それぞれ特別法により設立が認められていた。そのため韓国では、これら2012年以前に存在していた、それぞれの特別法を根拠に設立された協同組合のことを「特別法協同組合」、2012年以後に「協同組合基本法」を根拠に設立された協同組合を「基本法協同組合」と区別して呼称している。

協同組合基本法の規定の中で特筆すべきことは、一般の協同組合とは別に、利潤分配を禁止する「社会的協同組合」という新たなカテゴリーが設けられたことである。〈社会的企業〉においても、利潤の一定割合を社会的目的のために再投資することが求められているが、この社会的協同組合の利潤分配禁止規定も、利潤を社会的目的のために再投資させるための政策誘導である。社会的協同組合は〈社会的経済組織〉(後述)の中では最も新しく制度化されたものであり、〈社会的経済〉の促進に貢献するものと期待されている。また、協同組合基本法以前は、社会問題解決のための活動をビジネススペースで行おうとする場合、〈社会的企業〉の認証を得るしか手段がなかった。しかし認証にはさまざまなハードルがあり、また前述した通り利益の強制的再投資の規定もあるため、〈社会的企業〉が認証を受け、かつ継続的に経営を行っていくのは容易ではない。しかし協同組合基本法の整備によって、社会的問題解決を志す団体は、協同組合形式で参入することが比較的容易にできるようになった。したがって今後は、〈社会的経済〉の主役は社会的協同組合になるであろうといわれ、また期待されている(カン・ミンズ2012、羅2015)。

以上、韓国における〈社会的経済〉の4つの形態について述べてきた。これらのうち基本法協同組合をのぞく3形態は、IMF危機後の失業者対策、雇用対策事業を源流に持っている。IMF危機を契機として、韓国の社会経済構造は抜本的な変化を余儀なくされたわけだが、〈社会的経

¹³ 韓国語で「マウル」は村という意味だが、「マウル共同体」というと、村というよりもむしろわが国の町内会や自治会に近い概念である。一般に最少の行政単位よりもさらに狭い地理的な範囲のことを指す。「マウル共同体」政策の事例については、内田(2016)も参照されたい。

済) 育成政策の登場は、その変化を反映した、大きな政策的潮流であるといつていいであろう。これらは当初、各官庁がそれぞれ独立して(場合によっては重複して) 制度化を進めてきたものであるが、現在の韓国では、これら〈社会的経済〉活動を担う4つの組織類型を〈社会的経済組織〉と呼び、ひとまとまりのものとして政策的に育成・支援の対象にしている¹⁴。地方自治体においても、例えばソウル市では、社会的経済支援センターを設置して総合的なサポート体制を取っている¹⁵。

上述の通り、韓国における〈社会的経済〉、〈社会的企業〉は、一般的概念として用いられる「社会的経済」、「社会的企業」とは全く異なる意味合いで使われており、また定義されている。特に、社会的企業育成法の整備により、〈社会的企業〉は法的に規定されることになった。つまり、一般的概念である「社会的企業」が、あくまで「概念」であるのに対し、韓国における〈社会的企業〉は法によって定められた「制度」になったのである。

したがって、韓国において概念上の「社会的企業」に近い概念は〈社会的経済組織〉ということになるが、韓国においてはこれらも、各官庁が管轄し、法によって制度化されているところに1つの特徴を見出すことができる。

羅(2015)においては、韓国において社会的企業育成法が成立したことにより、「社会的企業」という用語の使い方に混乱がもたらされたことが指摘されている。つまり、法の制定により、「社会的企業」が「固有名詞」¹⁶になったのである(p.21)。そのため、自活企業、マウル企業等は「社会的企業」と呼ぶことができなくなったため、〈社会的経済組織〉という用語でくくられるようになったのである。

このように韓国の〈社会的経済〉は欧州における「社会的経済」とはまったく違う概念¹⁷である。同様に、韓国においては、〈社会的企業〉も欧州における「社会的企業」とは違う概念として規定されている。

韓国における〈社会的経済〉を把握するときには、これらの点を押さえた上で概念の整理をしながら、総体的に把握する努力が必要とされるのである。

3. 韓国の〈社会的経済〉に関する先行研究整理

では次に、実際に韓国の〈社会的経済〉が先行研究においてどのように把握されてきたかを、主にわが国国内の研究を中心に確認していくことにしたい。

¹⁴ 自活企業、〈社会的企業〉、マウル企業、協同組合を〈社会的経済組織〉として把握し、1つの政策としてまとめるのに重要な役割を果たしたのは、現・忠清南道知事であるアン・ヒジョン氏(盧武鉉政権時の大統領の側近)であることが五石(2013, p.15)において指摘されている。また、現在韓国国会では〈社会的経済〉を総合的に育成・支援することを目的とした「社会的経済基本法」制定へ向けた動きが与野党にあるが、朴槿恵政権が機能不全に陥っており、どうなるか先は見通せない。

¹⁵ 4章を参照のこと。

¹⁶ 同書p.82.では社会的企業は「法律用語」ないし「政策用語」になったとしている。

¹⁷ 韓国では欧州で一般的に使われている概念とは違う意味で同じ用語を使う傾向がある。外来概念の韓国的消化ともいえるわけだが、典型例として「地域革新体系=RIS(地域縁故産業育成事業)」が挙げられる。RISとは、いうまでもなく「地域イノベーション・システム」のことであるが、韓国では「地域縁故産業育成事業」という政策の名称になっている。さらに混乱するのは、それとは別に「地域革新体系構築」という政策名があり、これは欧州における地域イノベーション・システムの議論と同じ文脈になっている。

上述のように、韓国において〈社会的経済〉は「自活企業」、〈社会的企業〉、「マウル企業」、
「協同組合」の4セクターから構成される。

このうち〈社会的企業〉は、2007年の社会的企業育成法施行を契機に注目されるようになった。同法は、アジアで初めて社会的企業を法制度化したものであり、当然わが国では未だ法整備が進んでいない現状から、わが国の社会的企業研究者の間でも関心を集めており、また世界各国も韓国の動向を注視するようになった(加藤2013)。したがって韓国における〈社会的企業〉についてはわが国でも多くの紹介がなされており、一定の研究蓄積があると考えられる。

例えば、姜・落合(2011)は韓国の〈社会的企業〉登場の経緯を、IMF危機までさかのぼり丹念に跡付けている。現在の法制度や関連政策も紹介し、〈社会的企業〉制度の問題点とその解決方法を提言している。

また加藤(2013)は、韓国における〈社会的企業〉の法制度化を肯定的に評価し、その政策形成過程の特徴について分析している。そして貧困解消政策と雇用創造政策が統合された社会政策である(p.13)という認識に立ち、ナショナルレベルの〈社会的企業〉育成政策の農村地域への波及可能性について展望している。

しかしそのどちらも、あくまで〈社会的企業〉についてのみの分析であり、韓国における〈社会的経済〉を総体的には分析していない。〈社会的経済組織〉は他にも3形態あるわけだが、その中における〈社会的企業〉の位置づけや成り立ち、あるいは差異が、これらの研究では明確に分析されていないのである¹⁸。

一方、「マウル企業」、「自活企業」についての研究はごくわずかである。張・山崎(2014)は、全羅南道における「マウル企業」の現地調査を通じ、地域住民がマウル企業の設定と運営の過程で、コミュニティの回復と再生を実現した意義について考察している。しかしこの研究も「マウル企業」を単独で把握しており、韓国における〈社会的経済〉育成政策との関わりの視点が欠けている。

「自活企業」に至っては、主だった研究が見受けられないのが現状である。

このように、韓国における〈社会的経済〉を韓国に特有の概念であると総括した上で整理し、〈社会的経済組織〉をその歴史的成り立ちも含めて総体的に俯瞰した研究は、わが国においてはあまりないのが現状である。〈社会的企業〉や「マウル企業」は単独・個別にとらえるべきものではなく、本稿において行ったように、韓国における〈社会的経済組織〉制度全体の中に整理して位置づけ、総体的にとらえるべきものなのである。

一方、韓国国内においては当然のことながら、〈社会的経済〉あるいは〈社会的企業〉に関する研究はさまざまなものがある。このうち、韓国における〈社会的経済〉を俯瞰的に研究したものとしては、先駆的なものとしてシン・ミンホ(2009)が挙げられよう。〈社会的経済組織〉の活動領域を生産・消費・交換・分配の4要素に分類した上で、それぞれの活動領域でどのような〈社会的経済組織〉が中心的な役割を担っているのかを整理している。また2011年の協同組合基本法成立を受けて、前章で述べた通り、今後の〈社会的経済〉は基本法協同組合を中心にして構築されるべきだとする主張を展開しているカン・ミンズ(2012)のような研究例もある。

そのような中であって、わが国における貴重な研究として位置づけられるのが羅(2015)である。同書は韓国、特にソウルにおける〈社会的経済〉育成政策の意義を示し、その展望について

¹⁸ この他、韓国の〈社会的企業〉制度を紹介したものとして、内閣府(2011)や桔川(2011)などがある。

まとめた労作である。その重点は〈社会的企業〉に置かれているが、「マウル企業」や「自活企業」も含めた〈社会的経済組織〉全体について、その登場経緯や歴史的背景も踏まえて紹介されており、日本語文献としては貴重な研究である。ただし、韓国における〈社会的経済組織〉が整理され、総体的に紹介されているものの¹⁹、同書が出版された時点でソウル革新パークは開設されていなかった。そこで本稿においては次章以降で、韓国における〈社会的経済〉育成政策の先進的な事例であり、かつこれら先行研究では触れられていない、ソウル革新パークの活動とその政策的意義および課題を考察することにする。

4. ソウル革新パークの概要

ソウル革新パークは、ソウル市の西北、恩平(ウンピョン)区碌磻(ノクボン)洞に所在する。この場所には1960年代から保健福祉部疾病管理本部が所在していたが、同本部が2010年に忠清北道清州市に移転したことに伴い、敷地面積10万9,000m²の跡地の再開発が行われることになった。

ソウル市ではこの跡地の再開発計画にあたり、さまざまな案を検討した。当初は大型マンションを中心としたニュータウン建設や複合商業施設建設などが検討され、一時は商業施設建設に決まりかけた。しかし、跡地を他の地域にもある単なる商業施設にしてしまっているのかという意見が一部に出たため、2013年、ソウル市は朴元淳市長の「英断」(クォン・ソジン自治会長)により、社会的価値創造および社会革新²⁰(ソーシャル・イノベーション)の「ハブ」機能を持たせ、〈社会的経済〉活動を総合的に育成・支援することを目的とした「ソウル革新パーク」を造成することを決定した。

その後、既存の建物を極力活用する形で整備が進められ、まず2013年から2014年にかけて、ソウル市の社会問題解決のために市が設置した各種中間支援組織が移転・入居することになった。これら中間支援組織は、ソウル市マウル共同体総合支援センター(マウル共同体の連携と成長を支援)、ソウル市社会的経済支援センター(〈社会的経済組織〉の協同を促進するためのネットワーク構築と活性化を支援)、ソウル市青年ハブ(青年政策樹立のための研究調査、資料・情報収集、青年活動支援、青年の能力開発、人材育成教育等を実施)、ソウルシニアセンター(シニア世代が新たなキャリアパスを歩むための情報提供・教育を実施)である。またこれと同時に、

¹⁹ 同書では「社会的企業」「社会的経済組織」という用語が、一般的用語として使われている場合と、韓国固有のものを指す場合とで混同して使われており、用語の整理・統一が不十分な面がある点に注意を要する。

²⁰ 「社会革新(ソーシャル・イノベーション)とは何を指すか」については、研究者の間で多様な定義がなされている。ソウル革新パークでは社会革新を「社会問題を新たな方法で解決し、新たな付加価値を創造すること」と定義しており、その担い手として〈社会的経済組織〉の役割が期待されている。

また近年、わが国の大学でも、ソーシャル・イノベーションを専門に研究・教育するコースが設置されているが、例えば慶応義塾大学大学院政策メディア研究科社会イノベーターコースは「事業センスと公益センスを兼ね備え、持続性のある、かつ、生産性の高い社会を実現する」ことをソーシャル・イノベーションと定義している(<http://si.sfc.keio.ac.jp/>)。

一方、同志社大学大学院総合政策科学研究科ソーシャル・イノベーションコースでは「ビジネスで用いられる事業的手法の活用や社会的ネットワークの形成によって『より良い社会』の実現を目指す」ことをソーシャル・イノベーターの役割としている(http://sosei.doshisha.ac.jp/curriculum/d_si.html)。(URLは各大学ホームページ。最終閲覧はどちらも2017年1月3日)。

カナダ・コンコルディア大学のカール・ポランニー社会経済研究所のアジア研究所が誘致されている。同研究所は、アジアにおけるカール・ポランニー研究の拠点となると同時に、社会的経済研究の韓国における拠点となることを目的としている²¹。次いで2015年4月には、ソウル革新パークを活性化し、社会革新家と市民との懸け橋となることを使命とするソウル革新センターが開所した。このソウル革新センターは、ソウル革新パークの運営事務も行っている。そして同年6月にソウル革新パークの開所式が行われ、同パークが正式にオープンする運びとなった。

2016年11月現在、同パークには145の社会革新関連団体（従事者数合計648名）が入居し、多様な社会革新実験を行っている。また、社会的経済の学術研究を通じて社会革新活動家を支援する「ソウル革新研究センター」²²も設置されており、学術研究と実践活動を融合する試みを進めている。

ソウル革新パークの造成・運用は、行政が主体となって社会革新の拠点を用意し、市民²³に開放することを通じて〈社会的経済〉を育成・支援するという点で、極めて先進的な事例であるといえることができる。

その象徴的施設が、パーク内中心部に立つ1号棟「未来庁」である。パークで最も大きいこの建物には、社会革新を志向する団体138団体が入居している。1階、2階には誰もが自由に使えるコワーキング・スペースや会議室、セミナーホール、インキュベーション・センターが設けられている。これらのスペースは、入居団体、市民が自由に集まり、議論できる場となっており、人々がノートパソコンを持ち寄り、思い思いのスタイルでさまざまな議論・活動を行っている。

未来庁の入居団体の一例を挙げると、韓国 CHR D センター（共同体復元、地域人材教育、帰農帰村運動啓蒙教育）、市民放送（市民発信のインターネットテレビ放送）、難民支援センター、美しいコーヒー（フェアトレード）、金字童（玩具のリサイクル、再活用事業）、民画ファクトリー（韓国伝統の民画を教育に取り入れ普及させる運動）などである。福祉分野や文化分野、フェアトレードなど、多種多様な分野の社会革新団体が入居していることが分かる。

またパークの敷地内には、3Dプリンター十数台が常時使える実験工房が整備されている。この工房も、入居団体に限らず、またソウル市民でなくとも、誰でも自由に、思いついたアイデア、やってみたいと思うことを形にする活動を行うことができる。

さらに、芸術家支援のためのアトリエ工房も設置されている。この工房は、木工、彫刻などの若い芸術家に格安で貸し出され、彼らの貴重な活動拠点となっている。

このようにソウル革新パークは、〈社会的経済〉の育成・支援を標榜しているものの、すでに〈社会的経済〉を超えて、自由な市民の活動を支える空間となっているのである。社会革新家でも一般市民でも、さらには外国人であっても、アイデアを思いついたらすぐに集まり、議論し、「やってみる」ことができる。そのような活動を支えるためのプラットフォームとして用意されたのがソウル革新パークであり、さまざまなボトムアップ型の活動が市民の間から生まれてくることが期待されているのである。

²¹ <http://www.concordia.ca/cunews/artsci/polanyi/2016/06/020/karl-polanyi-institute-asia.html>（同大学ホームページ）より。最終閲覧2017年1月3日。

²² 韓国語の原語の組織名は「서울혁신리서치랩」（ソウル革新リサーチラボ）であるが、社会革新に関する学術研究を行っている機関であるので、本稿ではこのように訳した。

²³ ここでいう「市民」とはソウル市民に限らない。ソウル革新パークは誰でも自由に利用できる。以下の記述も同様である。

(表2) ソウル革新パーク関連年表

1960年～	疾病管理本部が立地
2010年～2012年	疾病管理本部が忠清北道清州市へ移転 ソウル市、社会問題解決のために再開発する方針を提示
2013年～2014年	革新実験を創造するためのソウル革新パーク造成計画が具体化 中間支援組織（ソウル市マウル共同体総合支援センター、ソウル市社会的経済支援センター、ソウル市青年ハブ、ソウルシニアセンター）およびカール・ポランニー社会経済研究所入居
2015年	ソウル革新パーク活性化のため、革新家と市民の架け橋となるソウル革新センター開所 第1次入居団体募集
2016年	第2次入居団体募集 中小規模建物改修・補修工事 女性家族複合施設入居
2017年計画	革新中枢メインビルディング建設 「藤村非電化工房」ソウル事務所設置
2018年計画	ソウル記録院竣工 ソウルヒーリングの森造成 革新家と市民の連携を促進する民間資本注入型の事業空間建設
2019年計画	子供たちを対象にした複合文化施設建設

出所：ソウル革新パークパンフレットおよび現地調査をもとに筆者作成

ソウル市によると、今後の計画として2019年までの造成計画がすでに決定し、進められている（表2参照）。

まず、2017年には革新中枢メインビルディングの建設、栃木県の「藤村非電化工房」ソウル事務所の設置が行われる。「藤村非電化工房」は、発明家・藤村靖之氏が栃木県那須塩原高原に個人で作り上げた生活実験施設である。藤村氏は小松製作所勤務を経て独立し、2007年に自身の「非電化工房」を立ち上げた。電気に過度に依存し、電気が遮断されると脆さを露呈する現代の人間社会に疑問を呈し、電気に依存しない暮らしを提案するのが非電化工房建設の目的である。同氏の非電化工房では、さまざまな生活実験を通じて、電気に依存しない社会の実現を世に問うている。ソウル市ではこの活動に共鳴し、ソウル事務所の誘致を決めたものである。

次いで2018年にはソウルの過去1,000年に渡る歴史的文書を展示するソウル記録院や、市民に憩いの場を提供する「ソウル・ヒーリングの森」造成、および社会革新家と市民との連帯を促進する民間資本注入型の事業空間の建設が計画されている。

さらに2019年には、未来の社会革新家である子供たちに、遊びを通して文化に触れ、社会革新の精神を涵養してもらうことを目的とした複合文化施設の建設が予定されている。

このように、ソウル革新パークは2015年にオープンしてまだ日が浅く、現在も造成事業が進められているのである。

5. ソウル革新パークの政策的意義と課題

ここまで見てきた通り、ソウル革新パークの開所は、行政による〈社会的経済〉育成の先進的な取り組みであるといえるわけだが、同パーク建設の政策的意義は、以下の点にあると考えられ

る。

まず、その政治哲学的背景である。2011年に、現市長の朴元淳氏がソウル市長に当選したわけだが、市民運動家、社会起業家として有名な朴市長の誕生で、〈社会的経済組織〉に関するソウル市の政策が劇的に変化したといわれている（羅 2015, p.85）。ソウル革新パークはその政策的延長にあるわけだが、これは前章で述べた通り、「朴市長の英断」によって誕生した施設である。

朴市長が目指すソウル市の姿は、「人間中心」の都市である²⁴。すなわち、市政運営にあたっては市民がその中心的役割を果たし、ソウル市を市民の暮らしの質が高められるような都市にしていくことである。また、若者に均等な機会を与え、彼らの夢の実現に貢献できる都市となることも目指されている。そして何よりも求められているのが、これらを通じた格差是正の実現である。これらの目的を達成するために必要なのが、社会革新を起こすことであるとされており、その担い手となるのが〈社会的経済組織〉なのである。このことは朴市長の政治信念に通じるものでもある。

社会革新を起こすためには、社会革新を担う社会革新家を多数育成・支援していくことが求められるわけだが、ソウル革新パークはそのインキュベーション機能を担うことが使命として自覚されているのである。このことは、ソウル革新パークの造成目的に、「社会的価値創造および社会革新のハブ機能を持たせる」ことがうたわれていることからもうかがうことができる。

次に、誰もが自由に参加・利用できる点である。ソウル市の施設ではあるが、ソウル市民でなくとも、誰でも自由に施設を利用することができる。また、入居団体についても、必ずしもソウル市の社会問題解決の活動を行っている団体でなくともよい。ソウル市に関係する以外の活動を行う団体にも、同パークは広く門戸が開かれている。実際、入居団体は、ソウル市というよりも、広く韓国社会全体あるいは世界を視野に入れた活動を行っている団体が多い。

ソウル市の社会問題解決を行う団体以外にも入居を認めているのは、社会革新を起こすことが何よりも社会にとって必要であるという朴市長の政治信念に加えて、これら諸団体に広く門戸を開くことにより、結果としてソウル市の利益にもつながるという発想があるからである。一例を挙げると、クォン・ソジン自治会長が経営する韓国 CHR D センターが取り組んでいる「帰農帰村運動」（後述）は、地方への移住を進め、過疎問題を解決すると同時に、地方の活性化をも目指す運動（政策）であり、ソウル市よりも地方にその恩恵があると考えられる事業である。しかしソウル市では、市民に新たな人生の価値を与えるという人間教育的側面と、市の人口過密問題を解消するという都市問題解決的側面の両方に寄与する活動として、帰農帰村運動を積極的に支援する姿勢を取っている。

ソウル革新パークの政策的意義をまとめると、現時点では以上のような点を挙げる可以说是。

一方、全面的にオープンして1年半が経過したソウル革新パークであるが、今後の課題としてはどのようなものが挙げられるであろうか。主に関係者からの聞き取りにおいて、以下の5点が指摘された。

まず、その政策遂行方式についてである。朴市長の「英断」によって建設が決められたことから分かるように、同パークの建設は極めてトップダウン型の政策遂行によって進められてきた。市庁の政治哲学を反映した上で、ソウル市が施設を建設し、社会革新家が活動できるプラット

²⁴ ソウル革新パークパンフレットより。

フォームを用意し、その中で〈社会的経済〉の育成を図ろうとしているわけである。歴史上韓国ではセマウル運動以来、トップダウン型の政策遂行が続いてきたが、これは韓国のナショナル・システムの形成に経路依存したものであり、課題でもある²⁵。これをいかにボトムアップへ変えていくか、ソウル市の支援体制が問われている（イ・スンウォン所長への聞き取りから）。

次に、制度化の過程における基準の不明確さがあったため、入居団体間で異なった対応がされている点である。たとえば、入居費用については、入居団体の活動内容など、実情を十分考慮に入れずに単純な形式基準が採用されており、かつ、当初のルール設定が明確になっていなかったため、非営利組織形態を取る団体と株式会社形態を取る団体とで、入居費用の補助率がちがう（90%対20%）という問題が生じている。同パークの造成はトップダウンで進められた政策のため、朴市長の理念が先行し、制度が当初は十分に追いついていなかったことが原因として挙げられる。今後これらの制度的不備は解消に向かうと思われるが、制度的不利を被った入居者がいたのは事実である（クォン・ソジン自治会長への聞き取りから）。

第3に、市民への広報不足という問題が挙げられる。オープンして1年半であることから、ソウル革新パークの存在そのものが市民へ十分に浸透しているとはいえない。知名度もまだ低く、ソウル市が〈社会的経済〉育成を市政の中心的イシューとして取り組んでいることを知る市民はそれほど多くないといえる。今後どのように広報活動を展開していくかが課題であり、社会革新家を支援する中間支援組織である社会的経済支援センターの役割が問われている（オム・グァンヨン企画課長への聞き取りから）。

第4は、地方との連携の問題である。クォン・ソジン自治会長が社長を務める韓国 CHRД センター（CHRД は Community Human Resource Development の略）は地域コミュニティを担う人材を養成する教育・コンサルティングを行う企業であるが、主な事業の柱として「帰農帰村運動」コンサルティングがある。「帰農帰村運動」とは、端的に言えば、都市部に住む人を地方の農村部に移住させる運動であるが、人口の地方分散を進め、地方の雇用を増やすと同時に、就職難の若者や失業者、定年を迎えた人々の就労の受け皿づくりとなる事業であるので、韓国政府が積極的に進めている政策である。ソウル一極集中を解消すると同時に、就労支援事業の側面も持っているので、ソウル市としても積極的に進めている政策であり、〈社会的経済〉分野の活動とも密接に関わってくるので、韓国 CHRД センターがソウル革新パークの活動の一翼を担っているわけである。しかし結局、地方に雇用がないと、せっかく都市部から人を移住させても生活を維持できないという問題に直面することになる。つまり、〈社会的経済〉と地域産業政策とが正しく密接に接続していないと、この事業は機能しなくまた完結しないのである。これらの政策的接続をいかに構築するかが問われている。この課題は、ソウルという大都市における〈社会的経済〉が、地域経済と密接に関わりを持っていることを示す1つの例である。地域縁故産業育成事業を専門に研究してきた筆者が、本稿においてソウルの〈社会的経済〉育成政策を取り上げた問題意識もこの点にある。

最後に、入居する〈社会的経済組織〉がいかに経営を維持していくかという、経営の問題があ

²⁵ 韓国における政策のトップダウン型遂行とナショナル・システムの関係については、筆者の研究（福沢2016）でも言及しており、意見の一致が見られる点である。特に、地域産業政策においては、ボトムアップ型の政策遂行が目指されたにもかかわらず、結果的にトップダウン型を変えるに至らなかったこと（産業研究院2012）や、かつての国土政策や地域政策も下向的政策であったこと（朴1989）が指摘されている。

る。筆者が聞き取りを行った中でも、フェアトレードに取り組むある協同組合が、社会的経済支援センターの支援を受けて同パークにコーヒー店を出店したが、経営が立ちいかなくなったため店を閉めざるをえなくなったという事例を紹介された。一般に〈社会的経済組織〉に対する支援においては、自治体からの補助が2-3年の場合が多いため、補助がある間に経営を軌道に乗せ、安定的な経営へ移行する必要がある。すなわち、多くの活動団体が、2-3年の補助期間が終わった後、どのように経営を自立化させていくかが大きな課題として残されているのである。補助が切れた後の安定的な経営を維持するための支援、コンサルティング、経営者教育が必要とされているが、まだまだ十分とはいえないのが現状である。それら支援を行うために、社会的経済支援センター等の中間支援組織があるわけだが、この力量を上げていくことも今後の課題である。

以上の点はしかし、ソウル革新パークの意義やソウル市の〈社会的経済〉育成政策を否定するものでももちろんなく、解決すべき、かつ解決可能な課題であるといえる。

ソウル市の〈社会的経済〉育成政策は、朴市長という市民運動のカリスマの存在に負うところが大きい、トップダウン型の政策遂行である。これを今後いかにボトムアップ型の運営に変えていくのが課題であるわけだが、同パーク入居者団体自治会が目下、最も重要と考えているのもこの点であり、自治会の最大の役割であり課題であると認識されている。すなわち、「社会革新」の定義を行政から一義的に与えられ、所与の制度的な枠組みの中で社会革新家が行動するのではなく、活動に参加する者同士のネットワークの中から新たな定義なりビジョン、形を生み出していくように活動の本質を変えていくことが求められているのである。

パークが造成され、入居団体が募集され、プラットフォームはトップダウン式で用意された。まだ入居者団体自治会が組織されて数カ月であるが、これからネットワーク化とボトムアップの活動を模索していくわけであり、入居者団体自治会の存在意義が問われているといえよう。

ソウル革新パークの活動はまだ始まったばかりであり、2019年までの造成計画が進行中である。同パークの造成の進行と合わせて、韓国の〈社会的経済〉がこれからどのような成長・進化の過程をたどっていくか、今後も継続的な調査が必要とされる。

おわりに

本稿ではまず、韓国における〈社会的経済〉が、欧州における社会的経済概念とは異なるものであることを示し、韓国における〈社会的経済〉の現状と全体像を整理して把握した。次いで、韓国における〈社会的経済〉育成の先進的な取り組みであり、かつ先行研究では未だ触れられていない、ソウル革新パークの政策的意義と課題を明らかにすることを試みた。

ソウル革新パークの政策的意義としては、格差のない「人間中心」の都市を目指す朴元淳市長の政治哲学を背景に、社会革新家を育成することを使命としている点で画期的であることや、社会革新実現のために、市民に限らず誰にでも広く門戸を開放していることが挙げられた。

また課題については、トップダウン型の政策遂行をいかにボトムアップ型に変えていくかといった問題や、広報をどう有効に行っていくか、地方との連携をどう構築するかといった問題が挙げられた。さらに、〈社会的経済組織〉が、行政からの補助がなくなった後に、いかにその経営を安定的に継続していくか、そのための支援・教育体制をどう構築するかといった点も指摘された。

ソウル革新パークは正式オープンしてまだ1年余りであり、現在進行形で事業が進められてい

る。本稿でも述べた通り、2019年までにさまざまな施設が設置される計画である。同パークが今後どのように成長・発展していくのか、またソウル市における〈社会的経済〉育成政策がどのように変化（あるいは進化）していくのかについては、今後も注視していく必要がある。

一方、韓国における〈社会的経済〉の全体像をとらえるという、もう一方の目的はひとまず達成できたと考えるが、本稿には残された課題も多い。

まず、さらなる先行研究の整理・理解が必要である。韓国の〈社会的経済〉に関するわが国国内における先行研究については、本稿においてある程度網羅し整理できていると自負するが、韓国国内における先行研究については、その整理が十分にできているとはいえない。韓国の〈社会的経済〉に関する先行研究は、韓国国内においては当然ながら膨大な蓄積がある。筆者の語学力を含めた非力のもとよりいうまでもないが、引き続き韓国国内における文献調査・研究を行い、理論的検証を行っていききたい。

次に、韓国の〈社会的経済〉が、地域経済の発展にどのような関わりを持ち、貢献しているかという点を実証的に分析する作業が、手つかずのまま残されている。「はじめに」でも述べたが、地域経済の内発的発展のためには、非経済的な価値を重視し、人間中心の発展モデルを追求・実現することが求められているわけであるが、これは産業セクターだけで達成できるものではない。その意味で〈社会的経済〉の役割が重要になってくるわけである。韓国の〈社会的経済〉がどのように地域経済の発展に寄与し、貢献しているかを実証する作業は、地域経済学研究において多大な貢献となるであろう。この点を今後の課題として設定しておくこととしたい。

また繰り返しになるが、筆者はサードセクター論や社会的経済論を専門とするものではない。本稿中において、サードセクター論や社会的経済論について一応の概念的整理を行ってはいるが、筆者の思わぬ誤解や理解不足により、誤った論述を行っている個所があるかもしれない。専門とされる読者諸氏からの指摘をいただければ幸いである。

引用・参考文献

(英語文献)

コンコルディア大学ホームページ。

Piore, M. J. & Sabel, C. F. (1984), *The Second Industrial Divide*. Basic Books.

(韓国語文献)

ソウル革新パークパンフレット。

ソウル市社会的経済支援センターパンフレット。

산업연구원 (2012) 『2000년대 이후 한국 지역정책의 비교와 시사점; 참여정부와 이명박정부를 중심으로』(産業研究院 [2012] 『2000年代以降の韓国地域政策の比較と示唆点; 盧武鉉政権と李明博政権を中心に』)。

강민수 (2012) 「사회적 경제와 사회적 협동조합」 『도시문제』 527, pp.19-24. (カン・ミンス [2012] 「社会的経済と社会的協同組合」 『都市問題』 527, pp.19-24.)。

신민호 (2009) 「한국의 “사회적 경제” 개념 정립을 위한 시론」 『동향과전망』 봄호 75, pp.11-46. 한국사회과학연구소. (シン・ミンホ [2009] 「韓国の“社会的経済”概念定立のための試論」 『動向と展望』 春号 75, pp.11-46. 韓国社会科学研究所)。

(日本語文献)

フランス大使館広報資料 2013年12月, 「フランスと社会的連帯経済」。

慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科社会イノベータコースホームページ。

同志社大学大学院総合政策科学研究科ソーシャル・イノベーションコースホームページ。

内田和浩 (2016) 「韓国・忠清南道におけるマウルづくり政策とその課題」 北海学園大学『経済論集』63 (4), pp. 31-57。

大沢真理 (2011) 「危機の時代と社会的経済」 大沢真理編『社会的経済が拓く未来—危機の時代に「包摂する社会」を求めて—』 pp. 1-10。ミネルヴァ書房。

粕谷信次 (2005) 「社会的経済の促進・世界の動向—初めての社会的経済の世界会議・モンブラン会議に参加して—」 『大原社会問題研究所雑誌』554, pp. 1-14。

加藤知恵 (2013) 「社会的企業による雇用創造に関する研究—韓国の社会的企業育成政策を事例に—」 北海道大学『国際広報メディア・観光学ジャーナル』16, pp. 3-22。

桔川純子 (2011) 「韓国市民運動の新しい展開—『社会的企業育成法』成立の背景—」 大阪経済法科大学『アジア太平洋研究センター年報』2010-2011, pp. 3-9。

姜美羅・落合俊郎 (2011) 「韓国の社会的企業の現状と課題」 広島大学『特別支援教育実践センター紀要』9, pp. 39-50。

北島健一 (2016) 「連帯経済と社会的経済—アプローチ上の差異に焦点をあてて—」 立命館大学『政策科学』23 (3), pp. 15-32。

五石敬路 (2013) 「社会的企業から社会的経済の構築へ：韓国・忠清南道」 『地域活性化ニューズレター』4, pp. 14-17。大阪市立大学大学院創造都市研究科。

高原一隆 (1999) 『地域システムと産業ネットワーク』法律文化社。

張京花・山崎寿一 (2014) 「韓国農村地域における住民主導によるマウル企業に関する研究—全羅南道マウル企業を事例として—」 『農村計画学会誌』33, pp. 263-268。

ドゥフルニ,J. (2004) 内山哲郎訳「サードセクターから社会的企業へ」 ボルザガ,C.・ドゥフルニ,J.編, 内山哲郎・石塚秀雄・柳沢敏勝訳『社会的企業—雇用・福祉のEU サードセクター—』日本経済評論社, pp. 1-40。
(Defourny, J. [2001] From Third Sector to Social Enterprise. Borzaga, C. and Defourny, J. eds. *The Emergence of Social Enterprise*. Routledge. pp. 1-28.)。

内閣府 (2011) 『社会的企業についての法人制度及び支援の在り方に関する海外現地調査報告書』政策統括官(经济社会システム担当) 委託調査。

中村剛治郎 (2005) 『地域政治経済学 (補訂版)』有斐閣。

朴仁鎬 (1989) 『韓国地域発展論』多賀出版。

福沢康弘 (2016) 「韓国『地域縁故産業育成事業の研究』—地域イノベーション・システムによるネオ内発的発展とその政策的意義—」 北海学園大学大学院経済学研究科博士論文。

ボルザガ,C.・ドゥフルニ,J.編 (2004), 内山哲郎・石塚秀雄・柳沢敏勝訳『社会的企業—雇用・福祉のEU サードセクター—』日本経済評論社。(Borzaga, C. and Defourny, J. eds. [2001], *The Emergence of Social Enterprise*. Routledge.)。

宮本憲一 (1989) 『環境経済学』岩波書店。

尹明憲 (2005) 『韓国経済の発展パラダイムの転換』明石書店。

羅一慶 (2015) 『ソーシャルビジネスの政策と実践—韓国における社会的企業の挑戦—』法律文化社。

ラヴィル,J.-L. (2004) 石塚秀雄訳「フランス：社会的企業による『近隣サービス』」 ボルザガ,C.・ドゥフルニ,J.編, 内山哲郎・石塚秀雄・柳沢敏勝訳『社会的企業—雇用・福祉のEU サードセクター—』日本経済評論社, pp. 133-158。(Laville, J.-L. [2001] France: Social Enterprises developing 'Proximity Services'. Borzaga, C. and Defourny, J. eds. *The Emergence of Social Enterprise*. Routledge. pp. 100-119.)。